

社会福祉施設等受入調整事業実施要領

鳥取県内の社会福祉施設及び老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）での小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者の「介護等の体験」の実施については、社会福祉施設等受入調整事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この取り扱い要領によるものとする。

1 申し込み手続き

- (1) 介護等の体験を希望する大学等は、介護等の体験を希望する年度の4月末までに「介護等体験申込書」（様式1-①）及び（様式1-②）により学生から年間の希望を取りまとめ、一括して鳥取県社会福祉協議会に申し込むものとする。
- (2) 大学等を卒業した者で免許取得のため介護等の体験を希望する者は、本人が直接申し込むものとする。

2 受け入れ手続き

- (1) 介護等の体験を受け入れ可能な社会福祉施設等は、介護等の体験を受け入れる年度の4月末までに「介護等体験年間受入計画書」（様式2）を鳥取県社会福祉協議会に提出するものとする。

3 指定期日等の変更、体験の辞退、中止

(1) 変更

「介護等体験受入決定通知書」発行後の変更は原則認めない。

ただし、学生が病気・事故等やむをえない理由により予定の期日に介護等体験ができないことが事前に明らかとなり、期日の変更が必要になった場合、大学等は速やかに鳥取県社会福祉協議会へ「介護等体験変更・辞退届」（様式7）を提出するものとする。

また、受入施設は感染症の拡大や災害等やむをえない理由により予定の期日に介護等体験ができないことが事前に明らかとなり、期日の変更が必要になった場合、速やかに鳥取県社会福祉協議会へ「介護等体験受入日程変更・中止届」（様式10）を提出するものとする。

これを受け、鳥取県社会福祉協議会は受入施設に連絡の上体験期日を再調整し、その結果を大学等に通知することとする。

【荒天時の対応について】

介護等体験当日、気象警報（暴風、大雨、洪水、津波等）が発令されている場合で、学生の通所等に危険が見込まれる場合は、施設等と学生が連絡・協議の上、体験中止（振替）、時間変更等の対応をとることとする。体験中に警報等が発令された場合は、当該施設の判断で学生へ指示を行う。

(2) 辞退

「介護等体験受入決定通知書」発行後、学生が介護等体験の辞退を申し出た場合、大学等は速やかに受入施設に連絡するとともに鳥取県社会福祉協議会へ「介護等体験変更・辞退届」（様式7）を提出するものとする。

なお、納入された体験費用については、所定の手続を経ており、かつ、相当の理由があると認められる場合は調整費用を除いて大学等に返金する。

(3) 中止

受入施設は、学生の取組姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、大学等と協議し、当

該学生の受入を取消、又は体験を中止することができる。その場合は当該年度の再調整は行わない。

また、受入施設は感染症の拡大、災害等やむを得ない事情で受入が困難となった場合は、速やかに鳥取県社会福祉協議会へ連絡することとする。

なお、体験を中止した場合は、「介護等体験受入日程変更・中止届」（様式10）を提出するものとする。

4 事前指導について

- (1) 大学等は、介護等の体験の実施にあたっては、学生に対して十分な事前指導を行うとともに、受け入れの社会福祉施設等と協議及び介護等の体験の実施にあたっての留意事項等の説明を受けるものとする。

5 健康診断の実施

- (1) 介護等の体験を行う学生の健康診断については、大学等において介護等の体験の実施までに受診済みであることを確認し、当該年度の健康診断書または証明書を社会福祉施設等へ提出するものとする。
- (2) 介護等の体験の実施にあたり、受け入れる社会福祉施設等の長が提出を求める場合は、細菌培養検査等を実施し、その結果を受け入れる社会福祉施設等の長に提出するものとする。
- (3) 伝染の恐れのある疾病等に感染している者については、その疾病が完治するまでの間、介護等の体験を延期することがある。

6 保険の対応

- (1) 介護等の体験に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応する。

7 関係書類の保存期間および「介護等体験終了証明書」の再発行

- (1) 介護等の体験の終了後、学生等から「介護等体験終了証明書」（様式8）を紛失したとの申し出があった場合には、社会福祉施設等は「介護等体験終了証明書」の再発行をするものとする。
なお、これを証明するために社会福祉施設等は「介護等体験終了報告書」（様式4）を10年間保存する。

8 個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業に関して得た個人情報は、受入調整、連絡調整等、当事業に付随する業務以外の目的で使用しないこととする。
また、管理については、「社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。

9 その他

- (1) 介護等の体験の実施については、実施要綱及びこの実施要領に定めることのほか、鳥取県社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成11年5月7日から施行する。
2. 平成20年 2月20日一部改正
3. 平成21年 2月12日一部改正
4. 平成22年 3月25日一部改正
5. 平成27年 3月1日一部改正
6. 平成31年 1月18日一部改正
7. 令和 4年 2月22日一部改正